

7. 育真館



【施設概要】

東アリーナ	天井高（バスケットボール、バレーボール、バドミントン、フットサル等）※ボール使用可
西アリーナ	天井低（卓球、剣道、フェンシング等）※ボール使用不可

【使用資格】

- ・原則は公認団体のみ、学生支援センター登録団体については状況により許可する。ゼミ、個人の使用は原則として不可。
※楽器などの練習は不可。

【使用日時】

- ・原則として夏期一斉休暇中と冬期一斉休暇中を除く、平日及び土曜の体育授業のない時間帯と日祝日の9:00～21:00。
- ・開講期間中の1団体の使用は、週3日・1日3時間（日曜・祝日は5時間）まで。
夏期・春期休暇中は1日4時間（日曜・祝日は5時間）までとする。
※使用希望日の閉室日を除く3日前に空いていれば、週4日以上の使用も可能。
- ・上記日時以外にも使用できない場合があるので、今出川校地学生支援課分室で確認すること。

【申込受付】

- ・開講期間中の使用については、毎年3月初旬頃、今出川校地学生支援課分室で申請を受け付け、公認団体の年間使用調整を行う。詳細は今出川校地学生支援課分室で掲示する。公認団体の調整後、時間帯に余裕がある場合、3月半ば～末頃、学生支援センター登録団体の申請を受け付ける。
- ・試験期間中、夏期・春期休暇中、新入学生履修指導期間、GW期間中、EVE期間中、日曜祝日等の使用については、公認団体は毎月1日から、学生支援センター登録団体は毎月15日から、翌月使用申請分を先着順で受け付ける。
ただし、同一時刻（開室前の並び等は同一時刻とみなす）に複数希望があった場合は話し合いもしくは抽選で決める。スポーツ安全保険等に加入していない団体は、毎月20日に受け付ける。

【手続き】

- ①学生証と団体証を提示の上、「育真館・月間使用許可書」に使用希望日時を記入。
（日・祝・祝日授業日は「構内残留・入構願」も記入）
分室で許可された許可書や願は新町門衛所に提出すること。
- ②年間使用予約の団体も、毎月、今出川校地学生支援課分室で翌月分の使用許可書の発行を受け、予め新町門衛所に提出すること。（使用許可書の発行手続は、必ず前月中に行うこと。）
- ③使用当日は、各クラブ・サークルの代表者が新町門衛所に寄り、育真館使用の旨を申し出ること。
建物や、アリーナ入口は新町門衛所が開錠する。

【制限事項】

- ・更衣室、ロッカーの使用は許可書の使用時間帯のみ。
長期的な荷物の保管場所としては使えない。不正に使用している場合、大学で処分の対象となる。
- ・ロッカー内には貴重品を入れないこと。

【備考】

使用者が施設及び備品を破損、紛失した場合、直ちに今出川校地学生支援課分室に報告すること。相当額の弁償を要求する場合がある。また施設使用は時刻通りに終了し、原状回復すること。

有効活用のため、キャンセルやクラブ・サークル間での交換が決まったらすぐ分室で手続きしてね。



育真館の近隣地域には、赤ちゃんやお年寄りの方も多くお住まいです。使用後は館外周辺に留まらず、速やかに静かに帰宅してね。